

利子助成事務のペーパーレス化に係る I S S の変更等（令和4年3月稼働予定）について

利子助成業務につきましては、平素から多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会におきましては、令和4年3月から下記のとおり事務の見直しを行うこととしております。何卒ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

記

1 協会あて提出書類のペーパーレス化

(1) 目的

- ◆融資機関の事務負担及び経費の削減
- ◆事務処理の迅速化・効率化

(2) ペーパーレス化の対象書類

I S S で登録・作成している次の書類（全書類）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ◆利子助成金交付代理申請書 | ◆住所・名称変更報告書 |
| ◆全額借入辞退報告書 | ◆残高確認結果報告書 |
| ◆貸付実行報告書 | ◆利子助成金支払請求書 |
| ◆条件変更代理申請書（実行前） | ◆利子助成金交付停止事由等発生報告書 |
| ◆条件変更代理申請書（実行後） | ◆融資機関届（変更） |
| ◆繰上償還報告書 | ◆合併届 |

(3) ペーパーレス化に伴う I S S の主な機能変更

変更点	変更内容	留意点
ア 協会提出書類の出力機能の廃止	<p>①「協会提出用〇〇出力」のメニューを全て廃止します。報告書・申請書等の機関名記載および公印押印は不要となります。</p> <p>②前記①に併せて各種「チェックシート」の出力機能も全て廃止します。</p>	<p>各書類の「融資機関控え」は従来どおり出力可能です。引き続き、融資機関内の決裁事務にご利用ください。</p>
イ 添付書類の登録機能の追加	<p>①協会へ提出する申請書等の登録時に、添付書類が必要な場合は、その旨を注意メッセージとして画面に表示します。 (例) 利子助成金交付代理申請案件の登録時に、「委任状の添付が必要」との注意メッセージを表示。</p> <p>②添付書類をPDFファイルとして登録するためのメニュー及び画面を追加します。</p> <p>③前記①で添付書類を求める注意メッセージがあり、前記②の登録が行われていないと、「融資機関内決裁」の登録が行えない仕組みとします。</p>	<p>左記②の登録画面では、郵送での提出も選択可能としていますが、この選択は事情やむを得ない場合に限りません。</p>
ウ 未処理書類の照会機能の追加	<p>融資機関で登録した全ての書類について、協会での処理が完了していない案件を照会できる機能を追加します。一覧表示された案件について明細表示を指定すれば、当該案件の登録時の注意メッセージや添付書類の明細を把握できます。</p>	<p>未処理書類については、注意メッセージの内容や添付書類を協会が確認し、融資機関にお問い合わせさせていただくことがあります。</p>

2 債務引受に係る事務の適正化

(1) I S Sの機能変更

債務引受に伴う利子助成先の変更があった場合、従来は「住所・名称変更報告書」によりご報告いただいていたのですが、今後は新たな債務者から債務引受に係る委任状の提出を受け、交付申請、交付決定の手続きを行うこととします。

これに伴い、I S Sの機能を次のとおり変更します。

変更点	変更内容	留意点
ア 債務引受に係る登録処理の分離	債務引受に係る登録については専用登録画面を新設します。 (従来は、便宜的に「住所・名称変更」登録を利用。) なお、債務引受に係る委任状は、前記1(3)イにより、添付書類として登録をお願いします。	併存的債務引受の場合で、引受前後で協会からの通知の宛先が変わらない場合は、登録不要です。 (注) I S Sでは、「利子助成金交付決定通知書」、「貸付条件変更通知書」の宛先として助成先1名のみ、住所・名称を保持しており、この者が代わらない場合は登録を要しないため。
イ 債務引受先に係る利子助成金交付代理申請書の自動作成	前記アで登録された新たな助成先に係る利子助成金交付代理申請書を自動作成し、融資機関控えを出力する機能を追加します。 (併存的債務引受の場合で、引受前後で協会からの通知の宛先が変わらない場合は対象外。)	申請書は、利子助成中の引受債権の件数分作成します。
ウ 債務引受先に対する利子助成金交付決定通知の作成・送付	協会が前記イの申請に係る交付決定を行ったときは、協会は、債務引受先に対する「利子助成金交付決定通知書」(圧着はがき形態)を作成・送付します。	

(2) 債務引受者に係る要件確認

新たな債務引受者に対する交付申請、交付決定にあたっては、以下の書類を確認することを検討しています。

なお、交付申請時に以下の計画認定等を受けていないものの、今後受ける意思がある場合には、利子助成金の交付を保留し、計画認定等が確認できた段階で遡及して利子助成金を交付します。この場合の交付の保留期間は1年間を限度とします。

資金種類	確認書類
農業近代化資金（認定農業者向け特例）	○ 農業経営改善計画認定書
農業近代化資金（担い手経営発展支援金融対策事業（TPP対策））	① 農業経営改善計画認定書 ② 実質化された人・農地プラン等の金利負担軽減措置適用に関する証明書
漁業近代化資金（災害を除く）	○ 漁業経営改善計画認定書

3 運用開始時期

令和4年3月7日（月）を予定しています。

これに先立ち、ISSマニュアルの改正版を印刷し、融資機関等へ配付します。